

青森大学社会連携センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森大学（以下「大学」という。）社会連携委員会規程第7条及び第9条の規定に基づき、青森大学社会連携センター（以下「社会連携センター」という。）の運営について定める。

(目的)

第2条 社会連携センターは、大学が教育研究、人材育成を通じた地域社会の向上に資するため、大学における地域貢献のための活動（以下「地域貢献活動」という。）について、総合的な企画調整を行うとともに、内外からの相談、問い合わせ等に対応し、必要な助言及び支援を行い、地域貢献活動の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 社会連携センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域貢献活動に関する総合的な企画調整
- (2) 地域貢献活動に関する相談窓口の設置及び運営
- (3) 地域貢献活動に関する情報の収集及び発信
- (4) 地域貢献活動を促進するための普及啓発
- (5) その他社会連携センターの目的に合致すると認められる事業

(構成)

第4条 社会連携センターには、センター長、副センター長、センター員及び事務員を置く。
2 社会連携センターには、必要に応じてアドバイザー又はコーディネーターを置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、社会連携センターの活動に関する事項を統括する。
2 センター長は、社会連携委員会規程第7条第3項の規定に基づき、学長が任命する。
3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときはその職務を代行する。
2 副センター長は、センター員の中から学長が任命する。

(センター員)

第7条 センター員は、第3条に定める社会連携センターの事業に関し、学部との連絡調整を行う。

2 センター員は、社会連携委員会規程第7条第3項の規定に基づき、学長が任命する。

3 センター員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザー及びコーディネーター)

第8条 アドバイザーは、社会連携センターの事業に関する助言を行う。

2 アドバイザーは、社会連携委員会の承認を得て学長が任命する。

3 コーディネーターは、社会連携センターの企画調整等の業務を行う。

4 コーディネーターは、学長が任命する。

5 アドバイザー及びコーディネーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 社会連携センターの事務は、経営戦略局が行う。

2 経営戦略局は、社会連携センターの庶務及び会計事務を担当する。

(改廃)

第10条 この規則の改正は、社会連携センターが審議し、学長が行う。

附 則

青森大学地域貢献センター規程は廃止する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。